

山口県景観形成推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 山口県景観ビジョンに基づく美しいやまぐちづくりを推進するため、「山口県景観形成推進協議会」(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 景観形成に関する施策の実施、知識の普及、啓発等に関すること。
- (2) 景観形成に関する情報交換に関すること。
- (3) その他景観形成の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 推進協議会に会長を置き、会長は土木建築部部次長をもって充てる。
- 3 会長が不在のときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は会長をもって充てる。
- 3 会長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門的意見の聴取)

第5条 会長は、推進協議会の所掌事務を適切に推進するために、必要に応じて学識経験者等で組織する機関に意見を聴くものとする。

(ワーキンググループ)

第6条 推進協議会は、景観に関する専門的な事項の調査又はある分野に特定した事項を検討するため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、委員又は委員が指名する職員で構成する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、座長はワーキンググループ員の互選により選任する。
- 4 座長は、ワーキンググループを総括する。
- 5 ワーキンググループの開催は、座長が招集する。
- 6 座長が不在のときは、あらかじめ座長の指名するワーキンググループ員がその職務を代理する。
- 7 座長は必要があると認めるときは、ワーキンググループにグループ員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進協議会及びワーキンググループの庶務は土木建築部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会及びワーキンググループの運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月31日から施行する。

山口県景観形成懇談会設置要綱(平成15年10月1日制定)は、廃止する。

この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

山口県景観形成推進協議会 名簿

番号	部局名	課名	役職	備考
1	土木建築部		部次長	
2	総務部	学事文書課	課長	
3		管財課	課長	
4	総合企画部	政策企画課	課長	
5		中山間地域づくり推進課	課長	
6		市町課	課長	
7	環境生活部	県民生活課	課長	
8		環境政策課	課長	
9		廃棄物・リサイクル対策課	課長	
10		自然保護課	課長	
11	産業労働部	産業政策課	課長	
12	観光スポーツ文化部	観光政策課	課長	
13		観光プロモーション推進室	室長	
14		文化振興課	課長	
15	農林水産部	農林水産政策課	課長	
16		農業振興課	課長	
17		農村整備課	課長	
18		森林企画課	課長	
19		森林整備課	課長	
20		漁港漁場整備課	課長	
21	土木建築部	技術管理課	課長	
22		道路整備課	課長	
23		道路建設課	課長	
24		都市計画課	課長	
25		砂防課	課長	
26		河川課	課長	
27		港湾課	課長	
28		建築指導課	課長	
29		住宅課	課長	
30	企業局	電気工水課	課長	
31	教育庁	教育政策課	課長	
32		学校運営・施設整備室	室次長	
33		義務教育課	課長	
34		高校教育課	課長	
35		地域連携教育推進課	課長	
36	警察本部	会計課	課長	
37		交通規制課	課長	